

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～令和9年 3月 31日までの 4年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 令和5年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和6年 4月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を行う
- 令和7年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和8年 4月～ 社内広報誌などでキャンペーンを行う

目標2：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和5年 4月～ 制度内容等についてパンフレット等により社員に周知
- 令和6年 4月～ 管理職を対象とした研修の実施